第1章 学校整備計画について

1 計画策定の背景と目的

本市の小学校及び中学校(以下「学校施設」という。)は、昭和40年代から50年代に建築した建物が多く、老朽化が進行しており、今後、学校施設の老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な改修や建替えが必要となっています。

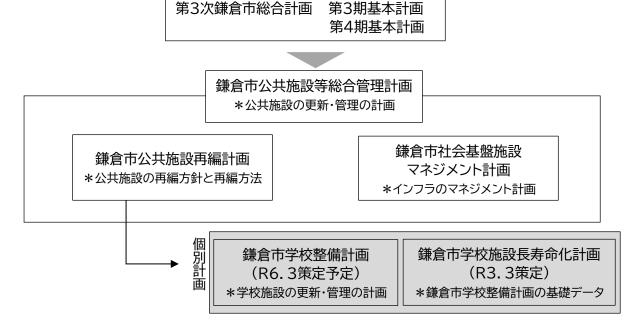
一方で、多様な教育ニーズに対応するとともに、学校間の児童・生徒数や学級数等のアンバランスの 解消、人口動向を見据えた学校規模の適正化の検討も必要となっています。

そこで、学校施設の現状と課題を踏まえ、学校の適正規模や適正配置等を総合的に判断しながら、 学校施設の建替えや長寿命化改修(※)、大規模改造(※)等の再整備手法や整備スケジュール等を示 す「鎌倉市学校整備計画」を策定します。

(出典:「学校施設の長寿命化改修の手引」及び「長寿命化改良事業 Q&A」(文部科学省)

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第3次鎌倉市総合計画」の理念・方針を踏まえた分野別計画であると同時に、平成28年(2016年)3月に策定された「鎌倉市公共施設等総合管理計画」及び平成27年(2015年)3月に策定された「鎌倉市公共施設再編計画」の個別計画に位置づけられます。



3 計画の対象

令和5年(2023年度)度現在の小学校16校、中学校9校の25校を対象とします。

4 計画期間と見直しのサイクル

本計画は、令和6年度(2024年度)から、令和45年度(2063年度)までの40年間を全体の計画期間とします。

なお、児童・生徒数の推移や教育内容、社会状況の変化、本市の財政状況など、諸条件の変動を勘案しながら、10年後の改訂に向けて令和15年度(2033年度)を目途に見直しを行います。ただし、児童・生徒数の動向や社会状況などに急激な変化が生じ、早急に見直しが必要と判断した場合は、10年を待たずに見直しを検討するものとします。

5 これからの学校教育に求められる目標と施策の方向性

本市の学校教育指導の重点として教育指導の4つの視点を定めており、その実現に向けた計画策定を行います。また、今後策定を予定している新しい鎌倉市教育大綱等を踏まえて、本整備計画を実施していくものとします。

学校教育指導の重点(令和5(2023)年度)

新しい時代を生きる児童・生徒の豊かな学びにつながる教育活動の推進

- ~すべての子どもたちがワクワクしながら学べる魅力的な学校教育に向けて~
- ◇教育指導の4つの視点
 - 1「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - 2 個に応じた支援教育の充実
 - 3 安心・安全な学校教育環境の実現
 - 4 人権意識の向上と豊かな心の醸成

第2章 学校施設の現状と課題

1 学校施設の保有状況

令和5年度(2023年度)時点での各学校の児童・生徒数やクラス数、保有する校舎・グラウンド・体育館(※)の面積は下表のとおりです。

また、令和5年度(2023年度)時点における児童・生徒数から算定した「学校設置基準」に基づく校舎及びグラウンドの面積や学級数から算定した「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に基づく校舎や体育館の必要面積は巻末の【参考資料】】のとおりです。

これを見ると、山崎小ほか4つの小学校の校舎面積において、「学校設置基準」で定められた面積は満たしているものの、「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で定められた必要面積の基準を下回っていることがわかります。

また、小学校では5校において、グラウンド面積が「学校設置基準」を下回っている状況です。

※「グラウンド」は、「学校設置基準」における「運動場」を指します。また、「体育館」は「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律」における「屋内運動場」を指します。

【小学校の校舎、体育館、グラウンドの面積一覧】

| | 令和5年度 児童数 (人) | 令和5年度 学級数(クラス) ※[]はうち特 別支援学級数 | 校舎面積 (㎡) | 体育館 面積 (㎡) | グラウンド 面積 (㎡) | プール |
|----------|---------------------|---|----------|------------------|--------------------|---------|
| ①第一小学校 | 702 | 24[3] | 7,461 | 838 | 5,784 | 無し |
| ②第二小学校 | 415 | 16[2] | 4,341 | 605 | 4,606 | 有り(別敷地) |
| ③御成小学校 | 510 | 21[4] | 6,554 | 800 | 11,997 | 無し |
| ④稲村ケ崎小学校 | 236 | 8[0] | 3,472 | 472 | 2,978 | 無し |
| ⑤腰越小学校 | 373 | 16[2] | 5,208 | 802 | 4,062 | 有り(別敷地) |
| ⑥深沢小学校 | 748 | 26[3] | 7,191 | 978 | 6,255 | 無し |
| ⑦小坂小学校 | 632 | 22[2] | 5,368 | 882 | 4,319 | 有り(別敷地) |
| ⑧玉縄小学校 | 427 | 16[2] | 5,936 | 734 | 3,100 | 有り(別敷地) |
| ⑨大船小学校 | 557 | 23[4] | 5,320 | 804 | 5,369 | 有り(同敷地) |
| ⑩山崎小学校 | 620 | 20[0] | 4,735 | 841 | 5,119 | 無し |
| ①今泉小学校 | 473 | 18[2] | 6,808 | 875 | 8,531 | 有り(同敷地) |
| ⑫西鎌倉小学校 | 710 | 24[2] | 6,354 | 946 | 9,678 | 無し |
| ⑬七里ガ浜小学校 | 254 | 14[2] | 3,891 | 717 | 9,913 | 有り(同敷地) |
| ⑭富士塚小学校 | 214 | 10[2] | 6,339 | 936 | 7,383 | 有り(別敷地) |
| 15関谷小学校 | 420 | 16[2] | 4,691 | 960 | 8,856 | 有り(同敷地) |
| 16植木小学校 | 218 | 10[2] | 4,521 | 794 | 4,570 | 無し |

[※]神奈川県が公表している令和5年5月1日現在の「市町村別 公立小学校の児童数」から引用

[※]現状の面積は「令和5年度 公立学校施設等の総括表」(公立学校施設台帳)から引用

[※]網掛け は、補助金交付基準の必要面積を下回る部分、枠囲み は、学校設置基準の面積を下回る 部分

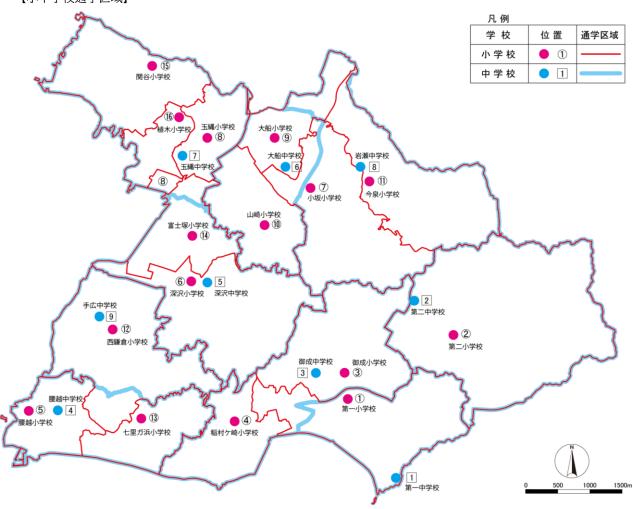
[※]プールが別敷地にある場合、その敷地はグラウンドの面積には含まない。

【中学校の校舎、体育館、グラウンドの面積一覧】

| | 令和5年度 生徒数 (人) | 令和5年度 学級数(クラス) ※[]はうち特 別支援学級数 | 校舎面積 (㎡) | 体育館 面積 (㎡) | グラウンド 面積 (㎡) | プール |
|--------|---------------------|---|-------------|------------------|--------------------|---------|
| ①第一中学校 | 198 | 8[2] | 4,480 | 1,094 | 5,182 | 無し |
| ②第二中学校 | 208 | 7[1] | 4,360 | 953 | 6,773 | 無し |
| ③御成中学校 | 399 | 13[2] | 7,389 | 963 | 10,000 | 無し |
| ④腰越中学校 | 322 | 11[2] | 5,440 | 1,049 | 8,981 | 有り(同敷地) |
| ⑤深沢中学校 | 500 | 15[2] | 6,306 | 952 | 16,563 | 有り(同敷地) |
| ⑥大船中学校 | 545 | 17[2] | 6,857 | 2,357 | 18,406 | 体育館併設 |
| ⑦玉縄中学校 | 540 | 17[3] | 6,501 | 1,152 | 15,158 | 無し |
| ⑧岩瀬中学校 | 458 | 14[2] | 6,759 | 1,124 | 12,958 | 無し |
| ⑨手広中学校 | 265 | 10[2] | 5,689 | 1,134 | 12,000 | 有り(別敷地) |

- ※神奈川県が公表している令和5年5月1日現在の「市町村別 公立中学校の児童数」から引用
- ※現状の面積は「令和5年度 公立学校施設等の総括表」(公立学校施設台帳)から引用
- ※網掛け は、補助金交付基準の必要面積を下回る部分、枠囲み は、学校設置基準の面積を下回る 部分
- ※プールが別敷地にある場合、その敷地はグラウンドの面積には含まない。

【小中学校通学区域】

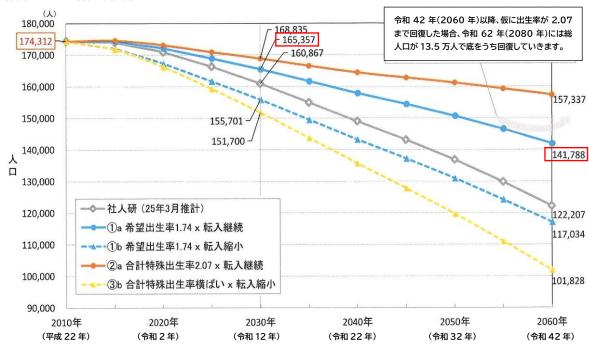


2 児童・生徒数及び学級数の推計

本市の将来人口については、平成27年度(2015年度)に策定した「鎌倉市人口ビジョン」において、希望出生率[1.74]を用いた人口推計を行っており、市全体の人口は令和12年(2030年)に約16.5万人、令和42年(2060年)に約14.2万人となる想定です。

| 合計特殊出生率 | *出産等に関する希望がかなえられることにより、アンケート調査で導き出された「希望出生率」1.74を令和12年(2030年)に達成し、その後、横ばいとして算出 |
|---------|--|
| 社会移動率 | *近年の転入傾向が継続し、平成 22 年(2010年)→平成 27 年(2015年)の 社会移動(年間600人程度増加)が今後も継続 |

◆推計パターン別将来推計人口



「鎌倉市人口ビジョン」における希望出生率に基づき、令和3年(2021年)に鎌倉市が作成した「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画策定用人口推計データ集」に基づいた学区別の児童・生徒数は以下のとおりです。

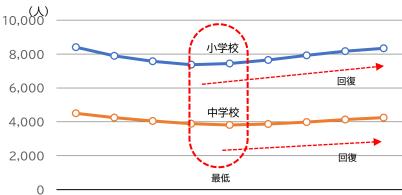
◆学区別児童・生徒数の推計(目標推計)

| 小学校区 | 2020(令和2年) | 2030(令和12年) | 2040(令和 22 年) | 2050(令和 32 年) | 2060(令和 42 年) |
|----------|------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| ①第一小学校 | 616 | 527 | 477 | 534 | 560 |
| ②第二小学校 | 784 | 671 | 607 | 680 | 713 |
| ③御成小学校 | 508 | 434 | 393 | 440 | 462 |
| ④稲村ケ崎小学校 | 264 | 226 | 205 | 229 | 240 |
| ⑤腰越小学校 | 400 | 317 | 297 | 321 | 309 |
| ⑥深沢小学校 | 800 | 741 | 850 | 878 | 946 |
| ⑦小坂小学校 | 677 | 666 | 642 | 670 | 728 |
| ⑧玉縄小学校 | 561 | 498 | 472 | 504 | 512 |
| ⑨大船小学校 | 540 | 531 | 512 | 535 | 581 |
| ⑩山崎小学校 | 686 | 661 | 679 | 706 | 765 |
| ①今泉小学校 | 551 | 543 | 523 | 546 | 594 |
| ②西鎌倉小学校 | 702 | 603 | 632 | 665 | 683 |
| ⑬七里ガ浜小学校 | 316 | 255 | 239 | 259 | 254 |
| ⑭富士塚小学校 | 299 | 277 | 318 | 328 | 354 |
| ⑤関谷小学校 | 420 | 372 | 352 | 376 | 382 |
| 16植木小学校 | 283 | 251 | 238 | 254 | 258 |
| 合 計 | 8, 407 | 7, 573 | 7, 436 | 7, 925 | 8, 341 |

| 中学校区 | 2020(令和2年) | 2030(令和12年) | 2040(令和 22 年) | 2050(令和 32 年) | 2060(令和 42 年) |
|--------|------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| ①第一中学校 | 381 | 327 | 285 | 300 | 327 |
| ②第二中学校 | 301 | 259 | 225 | 237 | 259 |
| ③御成中学校 | 494 | 425 | 369 | 389 | 425 |
| ④腰越中学校 | 444 | 330 | 289 | 309 | 314 |
| ⑤深沢中学校 | 592 | 531 | 568 | 606 | 657 |
| ⑥大船中学校 | 609 | 634 | 615 | 630 | 672 |
| ⑦玉縄中学校 | 718 | 605 | 558 | 579 | 607 |
| ⑧岩瀬中学校 | 589 | 636 | 603 | 612 | 650 |
| ⑨手広中学校 | 375 | 306 | 301 | 321 | 339 |
| 合 計 | 4, 503 | 4, 053 | 3, 813 | 3, 983 | 4, 250 |

この推計によれば、令和 17 年(20 35年)~令和22年(2040年)頃に児 10,000 童・生徒数は最も少なくなるものの、そ 8,000 の後、出生率が高く維持されることで、 児童・生徒数は徐々に回復する予測と 6,000 なっています。今後、本市の将来人口 4,000 が見直された場合は、これに整合した 児童・生徒数の推計を行い、適正配 置・適正規模を検討する際の一指標と 0 して参考にするものとします。

◆上記推計による児童・生徒数の推移予測



2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 (令和2年) (令和12年) (令和12年) (令和17年) (令和27年) (令和27年) (令和32年) (令和37年) (令和42年)

※上記推計は、学区別の小学生及び中学生の人数であり、私学率等は勘案されていない。

3 現状と課題

(1) 施設の老朽化への対応

【現状】

- *令和5年度(2023年度)末時点において、主要校舎の築年数が50年以上経過している学校施設が小学校8校、中学校3校あり、中でも腰越小は本市の学校施設としては最も古い築59年を経過する建物となります。
- *平成になって建替えた御成小、第二中、大船中の3校を除いて、多くの学校が築30年を超えた 建物となっています。

| | 築10年未満 | 築10~30年未満 | 築30~50年未満 | 築50年以上 |
|-----|--------|-----------|-----------|--------|
| 小学校 | 0校 | 1校 | 7校 | 8校 |
| 中学校 | 1校 | 1校 | 4校 | 3校 |

*平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)にかけて、学校施設の構造躯体の健全性及び電気・機械設備等の劣化状況の評価を実施しており、約4割の学校施設でD評価(早急に対応する必要あり)の項目が見られます。



【課題】

- *これから10年の間に、建替えや長寿命化等による施設更新を判断する目安となる築60年を迎える建物が集中するため、財政負担の平準化を勘案しながら、計画的な施設更新を行う必要があります。
- *学校施設が災害時における地域の避難所となっていることから、防災上の観点から求められる 必要な対応については、本計画と調整を図りながら並行して検討を進める必要があります。

(2) 児童・生徒数の変化と今後の予測

【現状】

- *本市の小学校の児童数は、昭和60年(1985年)の約13,000人に対し、平成12年(2000年)には約6,300人と半数以下まで急激に減少しました。その後、平成22年(2010年)には約8,000人にまで回復したものの、近年は再び減少傾向が見られます。
- *中学校の生徒数も、小学校児童数の最少期から5年遅れた平成17年(2005年)が約2,800 人と最も少なく、その後、平成27年(2015年)までに約3,400人に回復した後、横ばい傾向が 続いています。

【課題】

- *児童・生徒数の推計は、学校施設の規模に大きな影響を与えるものとなりますが、国や自治体の少子化対策等によっても変化が想定されるほか、学校ごとに見てもその増減の状況は異なるため、将来の児童・生徒数を概略で捉えるとともに、その変化に柔軟に対応できる施設とする必要があります。
- *将来的な人口減少等によって、適正規模(※)を下回る学校が生じる可能性が見えてきた場合は、通学区域の見直しや学校施設の統廃合、施設の複合化等の対応も含め、早い段階で検討を始めることも重要です。
- *学校は教育の場であると同時に、地域活動の拠点であり避難所にもなっていることから、統廃

合の検討を行う場合には、地域全体の課題として捉えて検討する必要があります。

(※)小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられ、学校教育法施行規則において、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」としています。(中学校については同規定を準用しています)

(3) 標準的な施設整備水準の確保

【現状】

- *現状における各学校の施設整備水準を見ると、諸室規模の基本単位となる普通教室の面積は、 最小 58.1 ㎡~最大 68.7 ㎡と約10㎡の差が生じています。
- *児童・生徒一人あたりの校舎面積は、小学校で 7.48 ㎡~30.62 ㎡、中学校で 11.53 ㎡~21.91 ㎡と大きく差が生じており、小学校では山崎小、中学校では玉縄中で校舎に余裕がない 状況が見られます。
- *個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるため、児童・生徒の1人1台端末及び通信ネットワーク等の学校ICT教育環境での新しい学びを行う環境が求められます。



【課題】

- *学校施設として、可能な範囲において、全ての学校での公平な教育環境を整える必要があるとともに、時代の要請に応じた適切な機能を有することが求められます。
- *本計画においては、社会的背景や本市の実情を踏まえた学校施設のあり方を検討するとともに、 標準的な施設整備水準を設定し、可能な限り施設水準の平準化を図っていく必要があります。
- *本市の自然景観や歴史風土、環境への配慮等を考慮した、鎌倉らしい学校施設のデザインとすることが求められます。

(4) 学校教育を取り巻く環境の変化と学校運営の多様化

【現状】

- *核家族化や夫婦共働き世帯の増加に伴い、従来の学校教育に加え、児童・生徒の放課後対策として、クラブ活動や学童保育活動がより一層、重要な役割を持つようになり、広義の学校運営においては、教職員等以外に外部からの専門的な人材支援や地域住民・地域団体等の協力が不可欠となっています。
- *また、ゲリラ豪雨の増加や大規模地震の多発など、自然災害の増加に伴い、学校施設は避難所としての機能充実がより一層求められるほか、不審者対策の強化など、安全・安心な学校施設としての強化も求められます。



【課題】

- *教職員等の働きやすさに加え、保護者、各種支援スタッフ、地域住民が学校を単位としたチームとして円滑に活動できるよう、活動時間によって柔軟な対応が可能な管理エリアの設定などに対応できる施設として計画することが求められます。
- *また、防災面に関し、避難所としての利用の観点からも総合的に検討する必要があります。

(5) 不整形敷地における効率的な施設再編

【現状】

- *本市の学校施設は、谷戸地に建てられているものも多く、敷地形状が整形でない、敷地に高低差がある、敷地周縁部に斜面地を抱える、敷地が道路等で分割される等の状況も多く見られます。
- *そのため、建替えを検討する際、校舎とグラウンドを入れ替えて配置する方式はレイアウトが困難な場合も考えられます。

【課題】



*個別の整備計画においては、必要に応じて仮設校舎の設置や近隣空地の一時借用等も含め、 総体的な費用対効果も踏まえた中で、より効果的・効率的な再整備手法を検討する必要があり ます。

(6) 法的制約条件の変化への対応

【現状】

【課題】

*昭和51年(1976年)の建築基準法改正(昭和52年(1977年)施行)の際、北側隣接地における 日照保護を目的とした日影規制が導入されたほか、本市においては、まちの美観風致を維持す ることを目的として、平成20年(2008年)3月に建物の絶対高さを制限した高度地区や風致地 区、景観地区の制度を導入しており、これらの法的規制導入以前に建てた建物においては、現 在と同じ配置では、施設の再整備ができないことも考えられます。

- *学校教育活動を適正に行うための敷地を十分に確保できない場合は、敷地の拡張や一部機能の校外地設置なども考えられますが、現状を見る限り、敷地拡張は難しい状況が想定されます。
- *今後の児童・生徒数の変動、複合施設化に向けた対応を行うためには、効率的な教室配置や管理上の優位性を勘案すると、建替えを行う場合は、従来の短冊型からビル型への建物形状など、 建築的な工夫も必要になると考えられます。



(7) ファシリティマネジメント計画との整合

【現状】

- *本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成27年度(2015年度) に「鎌倉市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、そのマネジメント計画である「鎌倉市 公共施設再編計画」において、学校施設の再編内容について示しています。
- *その中で、学校施設再編の際は、「子どもの家・子ども会館(※)」の複合化を前提に整備するとともに、各行政地域内に1校を「地域拠点校」とし、教育環境の維持向上や安全性等に配慮した上、地域活動支援機能を統合した施設として整備するものとしています。



【課題】

- *周辺環境や公共施設の立地状況、防災面でのリスク、敷地の余裕度、余裕教室の有無等を勘案し、良好な教育環境を維持した上で、これらの施設の複合化について「鎌倉市公共施設再編計画」との整合を取りながら検討を行います。
- *なお、複合化や地域拠点校としての整備にあたっては、他関連部署との連携・調整も必要であり、 計画期間にも余裕を持つことが必要です。
- ※「子ども会館」は令和 5 年度にすべて閉館となり、事業の流れをくんでいる「放課後子どもひろば」 (アフタースクール)が、引続き全ての児童を対象とした、放課後の居場所を提供する事業となり ます。

第3章 学校施設整備にあたっての考え方

- 1 学校施設整備に向けた基本的考え方
- (1) 安全で児童・生徒に安心感を与える施設

地震・津波・洪水などの自然災害から児童・生徒の命を守る強固な学校施設であると同時に、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動の早期再開を可能とする施設とします。

また、児童・生徒の多様な活動を想定した安全対策や十分な防犯対策を施し、事故を未然に防ぐことができるよう配慮します。

ア災害対策

- (ア)地震・津波・洪水などに強い学校施設
- (イ)防災機能を備えた学校施設
- イ 防犯・事故対策
 - (ア)安全で安心な学校施設

(2) 快適で温かみのある生活の場

児童・生徒の社会性・人間性を育む場として、ゆとりと潤いのある快適な空間を目指し、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩をとることができるラウンジ機能を配置し、自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫を行います。

また、全ての児童・生徒、教職員等、その他来校者が安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう、 必要なスロープ、手すり、エレベーター等、バリアフリーの施設として整備します。

さらに、教職員等の働く場として、効果的な機能性を持ち、事務負担軽減にも寄与できる環境づくりにも配慮します。

ア 快適な学習環境

- (ア)学習の向上に資する主体的・対話的で深い学びを実現する学習環境
- (イ)児童・生徒の学校への愛着や思い出につながり、また、地域の人々が誇りや愛着をもつこと ができる学校
- (ウ)バリアフリーに配慮した環境
- (エ)児童・生徒や保護者等が教職員等を訪れやすい空間
- イ 教職員等に配慮した環境
 - (ア)授業研究等で創造的な仕事や教職員間の学び合いにふさわしい環境
 - (イ)教職員等の事務負担軽減などのための校務の情報化に必要な環境

(3) 柔軟で創造的な学習空間の創出

将来的な児童・生徒数の変化、学級数の変動、学習内容・学習形態等の変化に対応できるよう、建物の全面改修を容易にする構造躯体と内装、設備類を分離した「スケルトン・インフィル」を導入し、内部の間仕切りや設備機材は用途に応じて自由に変更が可能な工法とします。

また、デジタル化の進展の中で、学校図書館が読書・学習・情報センターとしての機能を十分に果たすことができるようにするとともに、主体的な学習活動を支援する場として、学習環境の高機能化・多機能化を含めた図書館のラーニング・コモンズ化を検討します。

ア 主体性を育む空間の充実

(ア)児童・生徒の自発的な学習や読書活動を促すための環境

- (イ)児童・生徒の教科等に対する興味関心を引き、自ら学ぶ主体的な行動を促すための空間
- (ウ)児童・生徒や保護者等が教職員等を訪れやすい空間
- (エ)社会性を身に付けるための空間
- イ 効果的な施設整備
 - (ア)習熟度に応じた指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間
 - (イ)調べ学習や習熟度別学習、ティーム・ティーチングなどの多様な学習集団・学習形態を展開するための空間
 - (ウ)各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童・生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるための個別最適で協働的な学びの環境
 - (エ)各教科等の授業を充実させるための環境
- ウ 学校図書館の利活用
 - (ア)児童・生徒の自発的な学習や読書活動を促すための環境
 - (イ)各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童・生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるための個別最適で協働的な学びの環境
 - (ウ)地域に開かれた教育環境
 - (エ)教職員等が教材・授業研究を行う環境

(4) 学びの多様化への対応

社会構造の急激な変化や価値観の多様化を反映して、児童・生徒をとりまく生活環境は大きく変化し、教育課題も複雑化しています。このため、カリキュラム・マネジメントの実現や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、インクルーシブな学校づくり、ICTの活用、不登校の未然防止といった多様な学びに対応できる学校施設とします。

- ア カリキュラム・マネジメントの実現
 - (ア)教科横断的な視点及び STEAM 教育の充実に向けた環境
- イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (ア)個別最適で協働的な学びを一体的に充実させる環境
- ウ 言語能力の育成
 - (ア)各教科の特質に応じた、言語活動を充実できるよう、発表・討論等の教育活動を行うため の環境
 - (イ)自発的な学習や読書活動を行うための環境
- エ 情報活用能力の育成
 - (ア)コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境
- オ 問題発見・解決能力の育成
- カ インクルーシブな学校づくり
 - (ア)個別最適で協働的な学びを一体的に充実させる環境
 - (イ)個に応じた指導の推進のための空間
- キ 校内フリースペースの充実
- ク運動習慣の充実
- ケ 伝統や文化に関する教育の充実
- コ 外国語教育の充実

- サ キャリア教育・進路指導の充実
- シ 食育の充実
- ス 不登校の未然防止・不登校児童生徒の支援
 - (ア)自分の学級に入りづらい児童生徒が一時的に居場所として活用できる空間
 - (イ)不登校状態にある児童生徒が自分の学級に戻ることができるようになるまでに活用できる 空間

(5) SDGs 未来都市として児童・生徒の環境教育につながる持続可能な取組み

緑豊かな学校環境を創出するとともに、屋根・外壁の高断熱化や高効率照明の導入による省エネ化、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会への取組みを進めながら、子どもたちの環境教育へとつなげるものとします。

また、できる限り木材を利用した空間を整備することで、健康面・学習面での効果ばかりでなく、環境負荷への低減や、鎌倉らしさを醸し出す施設デザインにもつなげます。

- ア 環境を考慮した学校施設(エコスクール)
- イ 太陽光発電設備・蓄電池など再生可能エネルギー設備の導入
- ウ ZEB 基準の省エネルギー性能の確保

(6) 学校と地域が支え合う共創空間の創出

保護者や地域住民等が学校運営や教育活動を支援する取組みとして、地域と学校とが連携・協働して創造的な活動を企画・立案・展開していくために必要な共創空間を創出します。

なお、学校施設の複合化については、学校更新時の建築的余裕や地域性を鑑み、多様な「知」が 集積し、新しい価値を育む施設、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる施設とし て、学校ごとに機能等の検討を行います。

- ア 安全で安心な学校施設
- イ バリアフリーに配慮した環境
- ウ 地域に開かれた学校とするための環境
- エ 地域の生涯学習の拠点となる学校施設

(7) 鎌倉市にふさわしい適正規模と適正配置

学校教育においては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨すること を通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模 が確保されていることが望まれます。

しかし、少子化の進行が中長期的に見込まれる中、適正規模を単に児童・生徒数及びクラス数の 増減によって機械的に判断するのではなく、地域の実情に応じた活力ある学校づくりに向け、学校が 持つ多様な機能にも留意しながら、総合的に判断するものとします。

- ア 学校教育にふさわしい適正規模・適正配置
- イ 地域拠点としての適正規模・適正配置
- ウ 通学時間及び通学交通手段の適正判断

2 学校の統廃合について

平成27年度(2015年度)に策定した「鎌倉市人口ビジョン」に基づく今後の市内の児童・生徒数の推計では、令和17年(2035年)~令和22年(2040年)頃までは減少傾向にあるものの、その後は徐々に回復する予測となっていることから、現段階では学校施設の統廃合は前提とせず現在の25校を建替えや長寿命化等による施設更新の対象にするものとします。

ただし、今後の人口推移に伴い、児童・生徒数が減少する状況が見込まれる等の場合は、通学区域の見直しや学校の統廃合等を含めた検討を行うものとします。

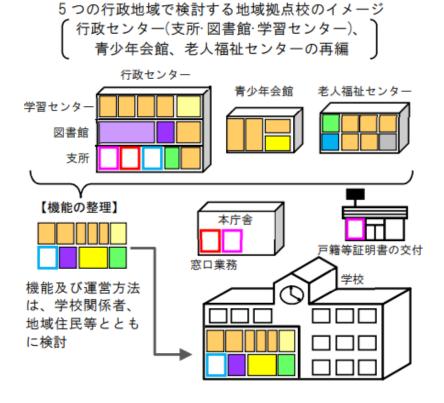
3 地域拠点校としての施設のあり方

鎌倉市公共施設再編計画において、「各行政地域内の学校から1校を選定し、教育環境の維持向上や安全性に配慮した上で、地域活動支援機能等を統合した地域拠点校として整備する」と謳っており、平成29年(2017年)に「地域拠点校選定の考え方」を策定し地域拠点校の候補となる学校の選定を行いました。

地域拠点校においては、これまで各分野の個別施設において提供している類似機能(行政センター、青少年会館、老人福祉センター、子ども会館(※)など)について、学校施設に複合化し、重複する機能の整理・集約を検討するものとしています。

地域拠点校のあり方、具体的な複合機能や施設規模等については、現在、進めている公共施設再編計画の改訂と整合性を取りながら、今後の整備に併せて作成する学校毎の基本構想・基本計画等の中で検討するものとします。

- ※子ども会館」は令和 5 年度にすべて閉館となり、事業の流れをくんでいる「放課後子どもひろば」 (アフタースクール)が、引続き全ての児童を対象とした、放課後の居場所を提供する事業となります。
 - ◆地域拠点校のイメージ(出典:「鎌倉市公共施設再編計画」(平成 27 年(2015 年)3月)



第4章 計画・設計に向けた基本事項

1 標準仕様と施設規模

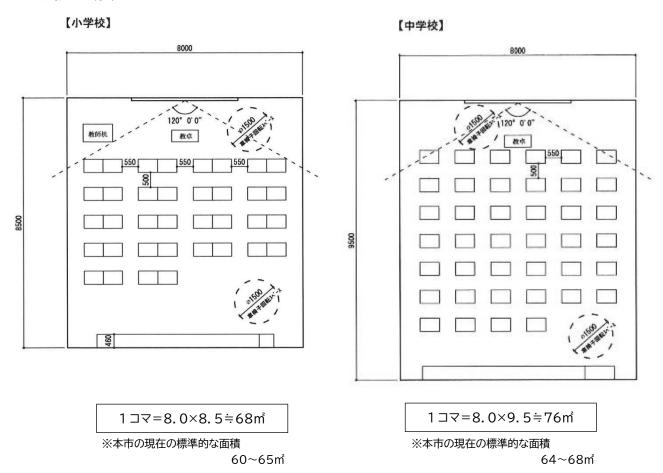
文部科学省が令和4年(2022年)6月に策定した小・中学校の「学校施設整備指針」を基に、諸室等の配置や仕様、施設規模等に関する基本事項を整理します。

施設(諸室等)の面積は、新JIS規格の机(650mm×450mm)を下の標準レイアウトイメージのような配置(小学校35人、中学校40人)を想定し、小・中学校でそれぞれ設定した普通教室1室の面積を基本単位(=「1コマ」とする。)としたコマ数で表現するものとし、既存の躯体を活かした長寿命化改修を行う場合についても、これらの標準仕様を意識しながら、教育環境の機能向上を図っていきます。

なお、いずれの場合も、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な 学習空間を実現するため、柔軟性・可変性のある空間構成を検討するものとします。

また、既存の躯体を活かした長寿命化改修を行う場合は、これらの標準仕様を意識しながら、教育環境の機能向上を図っていきます。

◆教室の標準レイアウトイメージ



◆諸室等の面積と配置・仕様等のポイント

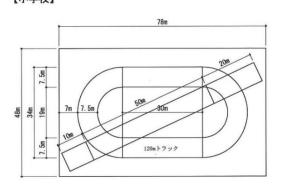
| | | 1室規模 | 配慮·仕様等 | |
|-------------|-----------------|-------------|---|---|
| | 諸室名等 | (コマ) | 配置 | 仕様等 |
| 普通教室 | 普通教室 | 1.0 | ・快適な学習環境を確保するため、採光、通風、音の影響等に配慮した最良の向きを検討する。 ・学年毎にまとまった配置を基本とする。 ・小学校低学年の教室は、原則、低層階でグラウンドに行き来しやすく、安全性に配慮した位置とする。 | ・収納スペースを十分に確保する。 |
| | 少人数学習室 | 1.0 | | ・普通教室への転用及び仕切りによる分割が可能な仕様とする。 |
| | 理科室 | 2.0 | ・直射日光の得られる屋外作業空間と連 続した配置を検討する。 | |
| | 音楽室 | 3.0 | ・楽器を体育館又は外部へ搬出すること を想定して配置する。 | |
| 特 別 | 家庭科室 | 2.0 | ・施設開放や各種行事及び災害時の炊 出しでの利用も想定した配置を考慮す る。 | |
| 教室 | 技術室 | 2.0 | ・作業時の音の発生等に配慮した配置と する。 | |
| 三 二 二 | 図工室·美術室 | 2.0 | | ・可能であれば、教室内に手洗い場を設 ける。 |
| | 教育相談室·進 路相談室 | 0.5 | ・保健室と近接させる。 ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置と する。 | |
| ラーニン | ICT学習室 | 1.0 | ・ICT学習室、学校図書館、多目的室を 一体として配置する。 | ·ICT学習室、学校図書館、多目的室の 各々の機能を、別の学級が同時に使 |
| グ・コモンズ | 学校図書館 | 2.5~ 3.5 | ・全ての学年が利用しやすい場所に配置 する。 | 用できるよう、間仕切り、遮音等に配慮する。 |
| 2771 | 多目的室 | 1.0 | | ・中学校には、個人学習が可能な自習スペースを整備する。 |
| 管理諸室 | 職員室 | 2.5~ 3.5 | ・グラウンドから直接出入りできるよう、原則として1階に設置する。 ・できる限り、グラウンド全体を見渡すことができる場所に配置する。 ・校長室と接続させる。 | ・執務スペースとしての基本的な機能及び安全衛生に配慮し整備する。 ・物品及び文書を適切に管理するための収納スペースを確保する。 ・個人情報を集中管理することができる鍵付収納庫を確保する。 ・全ての教職員等、特別支援教育関係職員、支援人材が執務し、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境とする。 ・必ず打合せスペースや休憩スペース、給湯スペースを設置する。 ・児童・生徒応対用のカウンターを設置する。 ・将来的な面積の拡大・縮小の可能性に柔軟に対応できるよう計画する。 |
| | 校長室 | 0.5 | ・職員室と接続させる。 | |
| | 応接室 | 0.5 | ・校長室と隣接、又は正面に配置する。 | |
| | 放送室 | 0.5 | ・職員室と一体又は近接させる。・グラウンドを見渡すことができる場所への配置を検討する。 | |
| | 会議室 | 1.0 | ・可能であれば、職員室と近接させる。 | |

| -1/-1- 4- 65 | | 1室 | 配慮ポイント | | | |
|--------------|-----------------------------|-------------------------------|---|--|--|--|
| | 諸室名等 | 規模 (コマ) | 配置 | 仕様等 | | |
| | 保健室 | 1.0 | ・グラウンドから直接出入りでき、救急車両がアクセスしやすい場所に配置する。 ・管理諸室との連携に配慮する。 | | | |
| | 倉庫·教材室 | 0.5 | | | | |
| 管理 | 職員更衣室 | 0.3~ 0.7 | ・職員室の近くに配置する。 | | | |
| 諸 | 事務室 | 0.5 | ・校長室と近接させる。 | | | |
| 室 | 用務員室 | 0.5 | ・校長室、事務室と近接させる。 | | | |
| | 印刷室 | 0.5 | | ・個別の整備計画を検討する際、デジ タル化の状況等を考慮して検討。 | | |
| | 配膳室 | 0.5 | ・中学校の1階配膳室は搬入車両が出入りしやすい配置とする。 ・搬入口と児童・生徒の動線を分離する。 | ・中学校は搬入路のフラット化や給食の実施方式(ランチボックス・食缶方式)に応じた仕様とする。 | | |
| | 多目的室 | 2.0 | | ・小学校では生活科室を兼ねる。 ・ホール、オープンスペース、視聴覚室 の機能の一部を代替する。 | | |
| | 児童会·生徒会室 | 0.5 | | | | |
| | 児童·生徒用更衣室 | 0.5 | | | | |
| | 特別支援教室(プレイルーム) | 0.5 | ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置と する。 | | | |
| | 特別支援教室 (指導教室) | 0.5 | ・小学校は個別支援教室と隣接させる。 ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置と する。 | | | |
| | 個別支援教室 (小学校のみ) | 0.3~ 0.5 | ・特別支援教室と隣接させる。 ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置と する。 | | | |
| その他(学校) | 不登校支援(校内 フリースペース) | 1.0 | ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする。 ・可能な限り、職員室と近接させる。 | ・教室に入りづらさを感じる児童・生徒が主に利用することに配慮し、一般的な教室とは異なる雰囲気を持つ空間を整備する。 ・周囲の目に触れずに過ごすことができる個別スペース、他の児童・生徒や教職員等と協働的に学ぶことができるスペース、リラックスして過ごすことができるスペースなど、利用する児童・生徒によって多様なニーズがあることに配慮して整備する。 | | |
| | 給食室 (小学校のみ) | 5.0程度 数 っなる | ・小学校は自校調理方式、中学校は共同調理方式を原則とする。 ・小学校の児童数減少が予測され、効率的でないと判断される場合は、近接する学校間の共同調理方式を検討する。 ・搬入車両が出入りし易い配置とする。 ・搬入口と児童の動線を分離する。 | ・文部科学省『学校給食衛生管理基準』に従い、整備する。 | | |
| | 共用部 (廊下、階段、トイ レ、昇降口等) | 全体面 積の4 0%以 下を目 安 | ・昇降口は、可能な限りグラウンドとの高低差がないよう配置する。 ・授業で使用する教室がある階には必ずトイレを設置する。 | ・昇降口は1コマあたり9学級分までを 目安とする。 ・原則として、和便器は設置しない。 ・多目的トイレを各階1か所以上設置。 | | |

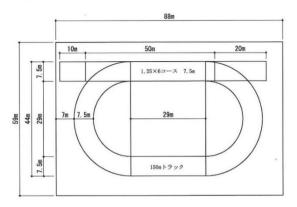
| | 諸室名等 | 1室 規模 (コマ) | 配慮ポイ | |
|------|--------------------------------|------------------|---|---|
| 学校 | グラウンド | _ | ・1周120m(小学校)~150m(中学校)のトラックをつくることができる広さを確保する。 ・校舎や体育館による日影の影響を極力回避できる配置とする。 ・緊急時の車両の出入り及び災害時の活動を考慮し、グラウンドに面した出入口の配置も検討する。 | ・必置とする設備は、体育倉庫、うんてい(小学校のみ)、鉄棒、砂場とする。 ・土系舗装を原則とし、難しい場合は全天候型の舗装(ウレタン、ゴムチップ等)も検討する。 ・小学校のビオトープは、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する。 |
| 教育 | プール | _ | ・学校外施設の活用、複数校での共同利用及び地域住民との共同利用を積極的に検討する。 ・屋外プールは、近隣や他教室に対する騒音及び外部からの視線を考慮し、配置する。 | ・消防水利や災害時用処理水としての活用を検討する。 |
| | 体育館 | _ | ・避難所利用を想定し、安全かつバリアフリーに配慮したアプローチを確保する。 | ・武道場の機能は、体育館のアリーナで兼用する。 ・避難所利用を想定した空調設備を確保するとともに、男女別のトイレ、 更衣室等を設置する。 |
| | 多目的室(開放用) | 2.0 | | ・ランチルーム、和室、ラウンジ機能を兼用する。・災害時に避難所の一部(思いやりルーム)として使用することを想定し、必要な機能を整備する。 |
| | PTA室·保護者会室 | 1.0 | | |
| その | 開放管理室 | 0.25 | | |
| の他施設 | 子どもの家・ 放課後子どもひろ ば(小学校のみ) | | ・学校と管理区分を分けることができるよう配置する。 ・グラウンドから直接出入りできる配置とする。 ・体育館、学校図書館と連絡の良い位置に配置する。 | |
| | 防災備蓄倉庫 | _ | ・資機材や食糧の搬入など、車両が寄り付くことができる場所に設置する。 ・避難所となる体育館との連携に考慮し、配置する。 | |

◆グラウンドの標準規模

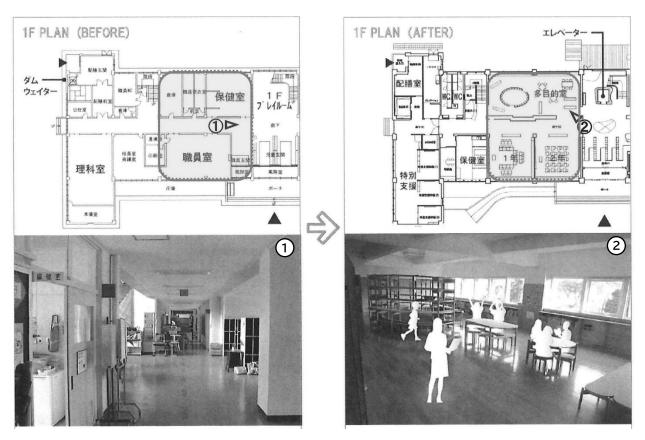
【小学校】



【中学校】

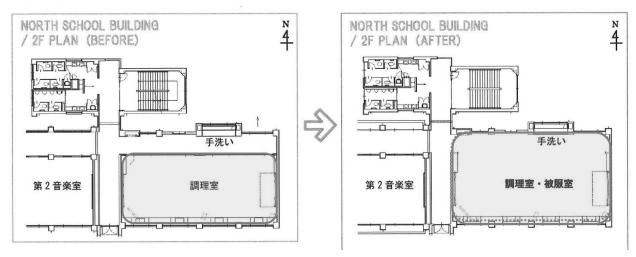


◆長寿命化改修による機能の向上(出典:「学校施設の長寿命化改修の手引き」(文部科学省)) 【事例】黒松内町立黒松内小学校(北海道)



※長寿命化改修においては、構造体となっている柱、梁及び耐震壁は変えられないため、構造体以外の間仕 切壁等を撤去し、普通教室前にワークスペースや多目的室を配置することで、多様な授業形態に対応できる 空間としている。

【事例】尾張旭市立本地原小学校(愛知県)



※特別教室の内容や性格の再構築により、調理室と被服室の機能を一体化し、廊下だったスペースを特別教室に組み込んで十分な広さを確保することで、創作活動に主体的に取り組める空間づくりを行っている。

2 施設配置と整備方針

現行敷地内での建替えを行う場合、基本的には、現状の施設配置が敷地条件を加味した上での最適な配置であることが想定されることから、「ア」の形での建替えが望まれます。

しかし、工事期間中、児童・生徒は仮設校舎で学校生活を送ることになり、その間、適正な教育環境が十分に確保されない可能性があるとともに、財政的にも仮設校舎建設分のコストが余計にかかることになります。

個別計画策定時には、個々の敷地条件等を踏まえ、効率的な教室の配置や管理上の優位性、総体的な費用対効果等を踏まえた施設配置を検討していきます。

◆建替えにおける施設配置パターン例

| | ア)現状の配置を基本踏襲した建替え | イ)校舎とグラウンドの配置 を入れ替えた建替え | ウ)ビル型校舎等による建替 え |
|-------|---|--|--|
| 現状配置 | | 校舎 グラウンド 体育館 | |
| 建替配置 | グラウンド 体育館 仮設校舎 | グラウンド 体育館 校舎 | グラウンド 広場 校舎・ 体育館 |
| メリット | *一般的には、現状の敷地 条件における最適解での 配置が可能である。(採 光、グラウンドへの校舎の 影の抑制など) | *仮設校舎なしでの建替え も可能である。 | *将来的な機能転換や複合機能化にも柔軟に対応できる。 *グラウンドの広さによっては、仮設校舎も不要である。 *複合機能化する場合のセキュリティ対策等が行いやすい。 |
| デメリット | *工事期間、児童・生徒は仮設校舎での学校生活を過ごすことになる。 *グラウンドの一部等に仮設校舎を設ける必要があり、工事中のグラウンド使用に制約が生じる。 | *グラウンドに校舎の影を長時間おとさないように配慮する必要がある。 *良好な教育環境を維持するため、設備機器に頼る部分も大きくなる。 *周辺住宅地等における生活環境が変化することから、住民等の理解が必要である。 *工事期間、グラウンドの使用に制約が生じる。 | *教室等の平面配置に制約が生じる。 *良好な教育環境を維持するため、設備機器に頼る部分も大きくなる。 *建物のボリューム感が大きくなる可能性がある。(コストへの影響) *工事期間、グラウンドの使用に制約が生じる。 |

第5章 施設整備の実施計画

- 1 優先順位を判断する指標の設定
 - *築年数により、基本となる3つの整備区分を行います。

【区分A】 ~令和 23 年(2041年)までに築70年となる建物を有する学校

【区分B】 令和 24 年(2042年)~令和 33 年(2051)年に築70年となる建物を有する学校

【区分C】 令和34年(2052年)以降に築70年となる建物を有する学校



《小学校》

| | 【区分A】 | 【区分B】 | 【区分 C】 |
|------|---------|------------|--------|
| 鎌倉地域 | 第一小、第二小 | 稲村ケ崎小 | 御成小 |
| 腰越地域 | 腰越小 | 西鎌倉小、七里ガ浜小 | _ |
| 深沢地域 | 深沢小、山崎小 | 富士塚小 | _ |
| 玉縄地域 | 玉縄小 | 関谷小 | 植木小 |
| 大船地域 | 今泉小 | 大船小 | 小坂小 |

《中学校》

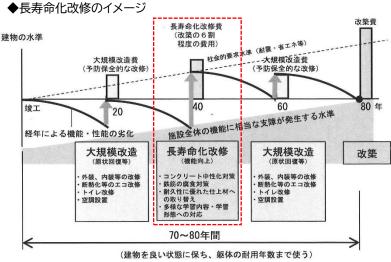
| | 【区分A】 | 【区分B】 | 【区分 C】 |
|------|-------|-------|---------|
| 鎌倉地域 | 御成中 | _ | 第一中、第二中 |
| 腰越地域 | _ | 腰越中 | 手広中 |
| 深沢地域 | 深沢中 | _ | _ |
| 玉縄地域 | _ | 玉縄中 | _ |
| 大船地域 | _ | 岩瀬中 | 大船中 |

- *このうち、【区分A】及び【区分B】に該当する建物は旧耐震基準による建物であり、大規模改修による施設の長寿命化においては、次のような課題が考えられます。
 - ① 旧耐震の建物で耐震補強が行われている建物において、大規模改修による長寿命化を実施しても元の構造体そのものが強化されたわけではないことから、コンクリートの耐用年数等を考慮すると、目標使用年数の80年(※)を超える建物の使用は、困難な場合がある。
 - ② 特に【区分A】の学校については、今、大規模改修を実施しても、20年後には改めて建替 えの検討を行う必要があり、費用対効果が薄い。
 - ③ 耐震補強等により、室内外にブレースや耐震壁を設けている場合は、大規模改修を行うにあたってもレイアウトの自由度が低い。
 - (※)目標使用年数の考え方は文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」に基づくものです。
- *上記の課題を踏まえ、築年数による3区分を基本に、以下の5つの視点に基づいて整備の優先順位を設定します。
 - ① 学校施設の老朽化状況(築年数、構造躯体の健全性、劣化状況評価)
 - ② 教育活動上の課題(諸室や体育館・グラウンドの面積不足、教室配置、バリアフリーの状況)
 - ③ 将来児童・生徒数、学級数の推計
 - ④ 学校施設立地場所の災害リスク(土砂災害特別警戒区域、津波浸水想定区域、内水氾濫想定区域等)
 - ⑤ 児童・生徒数に影響を与える開発事業の動向

再整備の手法について、【区分A】の学校においては、これから長寿命化改修を実施しても、構造 躯体自体の耐用年数を勘案すると、おおむね20年後には改めて建替えの検討が生じ、長寿命化改 修の費用対効果が薄いと考えられるため、「建替え」を基本に検討します。

【区分B】の学校については、改修により教育環境の向上が期待できると判断できる場合、築40~50年を目安に「長寿命化改修」を実施し、築80年以上、施設を維持する計画とします。そうでない場合は、築70年を目安に建替えを行う計画とします。

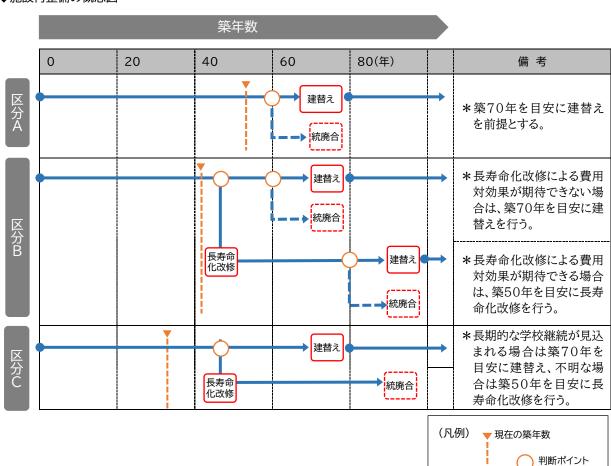
【区分C】の学校は、定期的な改修により長寿命化を図りながら、今後の児童・生徒数の推移を見極めて、再整備の手法について検討するものとします。



(出典:「学校施設の長寿命化計画策定の手引きと解説」(文部科学省))

なお、本計画においては、児童・生徒数の大幅な減少は見込まれていないことから、現在の25校 を維持する内容としていますが、将来的に児童・生徒数が減少する状況にあっては、通学区域の見 直しや施設の統廃合も含めた検討も必要になると考えられます。

◆施設再整備の概念図



2 施設整備スケジュール及び中長期コストの想定

学校の建替えにあたっては、下表の6年間を1つの事業サイクルと想定し、財政負担の平準化等も 考慮し、同一年度に工事を行うのは2校程度となるように調整したスケジュールとします。

| ステップ | 期間 | 内 容 |
|----------|------------|---|
| 基本構想 | ٠ <u></u> | ○将来児童・生徒数の想定、学校統合化等の可能性検証 ○学校建替えにあたっての基本的考え方 ※「地域拠点校」となる場合は、機能複合化に伴う関連部署との調整が必 |
| 基本計画 | 2年 | 要となるため、基本構想の期間が長くなる可能性あり。 ○概略施設規模の設定○施設配置及び施設規模、概略事業費の検討○建替え工程の検討 |
| 基本設計 | 2年 | ○敷地条件、法令チェックを踏まえた施設配置及び基本設計図(平面・立面・断面図等)の作成○概算工事費の算定○意匠、構造、電気・機械、給排水、外構等の図面作成○基本設計説明書の作成 |
| 実施設計 | | ○実施設計図書及び工事仕様書の作成○工事費積算図書の作成○計画通知図書の作成 |
| 工事(解体含む) | 2年 (3年) | ○仮設校舎等の建設工事(必要な場合)○校舎・グラウンド・体育館整備工事○解体工事 |

【構想·計画、設計費】

年度別のコストを算出するため、業務報酬基準検討委員会(国土交通省)編の「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」を基に、床面積に応じて設計及び工事監理費を加算します。なお、構想・計画は一律で1,000万円を加算します。また、学校の状況に応じて地質調査やアスベスト調査の調査費用等を別途要します。

◆床面積に応じた構想・計画及び設計費

(単位 人・時間)

| 床面積の合計 | 3,000 m² | 5,000m² | 7,500m² | 10,000m² |
|--------------|----------|---------|---------|----------|
| 設計(総合·構造·設備) | 7, 100 | 11,200 | 16, 100 | 20,900 |



(単位 百万円)

| 床面積の合計 | 3,000 m² | 5,000m² | 7,500m² | 10,000m² | |
|--------------|----------|---------|---------|----------|--|
| 構想·計画 | 10 | | | | |
| 設計(総合·構造·設備) | 73 | 115 | 165 | 215 | |

*1日=8時間とする

*日当は技師C(2023単価35,600円/日)

*経費率110%、消費税10%を加算

(計算例)3,000㎡の建物の場合

7, $100 \div 8 \times 35$, $600 \times (1+1.1) \times 1.1$

≒73(百万円)

【建替え工事費】

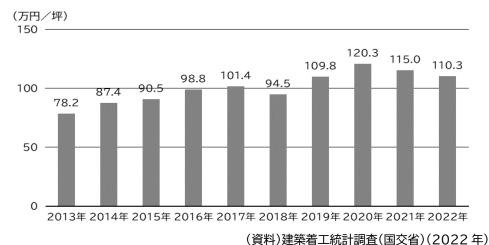
国土交通省の建築着工統計調査によれば、建替えの工事費は、令和4年(2022年)時の鉄筋コンクリート造の全国平均110.3万円/坪≒33万円/㎡となっていますが、本市で直近に建替えを行った大船中学校(平成28年度(2016年度))当時の工事金額は37万円/㎡(税込)であり当該工事金額を基にコスト試算の単価を設定します。

そこで、当該工事金額に国土交通省が公表している建設工事費のデフレーター(※1)や令和元年(2019 年度)の消費税率の改正(8%⇒10%)を考慮すると43万円/㎡となります。さらに、近年の建設資材不足や輸送費の上昇に伴う建設費の高騰、人材不足に伴う労務費の高騰など、建設分野の価格上昇は今後もしばらくは継続すると考えられます。長期的な建設工事費の推移は予想しがたいですが、平成23年(2011年)の東日本大震災以降、建設工事費は上昇しており、令和5年(2023年)までに平均約2.2%/年上昇していることから、43万円/㎡の工事費が今後5年間で約10%上昇すると想定し、ここでは、48万円/㎡と設定します。

また、解体工事費及び仮設校舎建設費に係るコスト試算の単価は、「鎌倉市公共施設再編計画」において仮設校舎建設費を6.2万円としていることに基づき、建設工事費のデフレーター(※2)及び建設工事費の今後の上昇(今後5年間で10%上昇)を考慮して仮設校舎建設費は8.3万円/㎡とし、解体工事費は現在行っている同計画の改訂において4.5万円(※3)と見込む予定であることから同額を設定します。

- (※1)大船中学校建設時(平成 28 年度(2016年度))から令和 4 年度(2022 年)(公表最新値) の建設工事の上昇率として、1.14で計算
- (※2)「鎌倉市公共施設再編計画」策定時(平成 27 年(2015 年)3月)から令和 4 年度(2022年)(公表最新値)の建設工事の上昇率として、1.21で計算
- (※3)鎌倉市公共施設再編計画は、現段階で改訂作業中であるため今後、変動する可能性があります。

◆全国平均による学校建築費の推移(鉄筋コンクリート造)



24

【長寿命化改修工事費】

長寿命化改修の費用については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において、改築と比べると解体量が大幅に削減され、工期も短縮されるため4割程のコストダウンにつながるとされていることから、建替え工事費単価の約6割、29万円/㎡と設定します。

【大規模改造工事費】

大規模改造工事は、学校施設に不具合があった際に保全を行う事後保全と計画的に点検・修繕等を行い不具合を未然に防止する予防保全を行う2つの手法があり、文部科学省が推奨する長寿命化改修のイメージとしては、築20年と60年を目途に予防保全的な大規模改造を行うものとしています。しかし、本市では学校施設の予防保全的な大規模改造工事の実績が無いことから、ここでは「鎌倉市公共施設再編計画」における大規模改修費用の17万円/㎡に基づき、建替え工事費同様に建設工事費のデフレーター(※)、建設工事費の今後の上昇(今後5年間で10%上昇)を考慮して23万円/㎡と設定します。

なお、事後保全的な改修に係るコストの設定は困難であることから、ここでは予防保全的な大規模 改造の単価のみを設定していますが、今後、事後保全的な改修もコストの考え方を別途検討してい きます。

(※)「鎌倉市公共施設再編計画」策定時(平成 27 年(2015 年)3月)から令和 4 年度(2022 年) (公表最新値)の建設工事の上昇率として、1.21 で計算

【スケジュール】

学校の建替えにあたっては、6年間を1つの事業サイクルと想定し、財政負担の平準化等も考慮し、 同一年度に工事を行うのは2校程度となるようなスケジュール調整が必要となります。(巻末資料の想 定整備スケジュール参照)本計画策定後、コスト試算の結果や優先順位、スケジュールの平準化を考 慮しながら詳細な学校の整備順位を決定していくものとします。

3 建替えや長寿命化改修以外の整備等の検討について

(1) 体育館の整備について

体育館については、学校施設の建替えや長寿命化改修等の際に整備を検討するものとしますが、 災害時の避難所となっている点や社会状況の変化等を考慮し必要に応じて別途整備の可能性を検 討するものとします。

(2) プール施設の整備について

本市の学校プールは、現在、全校には設置しておらず、設置がない学校については近隣の共用プール等で水泳授業を実施している状況です。しかし、既存の学校プールをこのまま保持することについて、維持管理コスト上の課題等から持続可能ではない状況となっています。今後の学校プールのあり方については、学校教育における水泳指導の必要性を踏まえながら、教職員等の負担の軽減、地域開放によるプール利用を考慮し、近隣校間でのプールの共有、民間又は市営プールの活用等により、施設面では段階的な縮小を図るものの、指導面では民間との連携により充実させる方向で検討するものとします。

(3) その他

平成29年度(2017 年度)から平成30年度(2018 年度)にかけて実施した「学校施設老朽化状況調査業務」におけるコンクリートの中性化試験や鉄筋調査の結果、緊急的な措置が必要な著しい劣化はありませんでした。一方で、外観目視検査の結果、一部の学校施設において、屋上のシート防水が全面的に剥がれていることや校舎内の床に不陸が生じていること、給排水配管等の機械設備を設置してから一定年数以上経過しているものの更新していないことから学校施設老朽化状況調査でD評価(早急に対応する必要あり)に該当している学校施設が一部あります。これらのうち、屋上のシート防水は雨漏りが生じ教育活動に支障が生じていたことから既に修繕により対応しました。しかし、未対応もしくはD評価ではないものの中規模な修繕を必要とする学校施設については、本計画で定める建替えや長寿命化改修等のスケジュールや教育活動を考慮しながら、それまでの間の修繕を別途検討するものとします。

4 コスト縮減に向けた可能性

市のコスト縮減に向けた取組みとして、個別の施設構想・計画策定の際は、他都市の事例を参考に、その導入可能性についても積極的に検討するものとします。

① PFI 事業の導入による喫緊課題への対応と事業費の平準化

PFI(Private Finance Initiative)は、民間の資金力や技術的能力を活用し、公共施設等の整備促進を図るための措置を講ずることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民への良好なサービス提供を行うことを目的とした事業手法の一つです。

学校施設の単独整備においては馴染みにくい事業制度ですが、教育文化施設や社会福祉施設 との機能複合化を行う場合は、民間資金によって施設建設を行い、施設の維持管理費をあわせた 事業費を分割して支払うことで、財政負担の平準化を図ることも想定されます。

民間事業者の収益事業部分が少ない学校整備事業において、市の直営方式と比較して、トータルコストでの縮減は難しいと思われますが、喫緊の課題への対応が求められる中、財政的な余裕

がない状況等においては、導入の検討も考えられます。

【事例】富山市立(仮称)新庄北小学校(分離新設校)

- ・現新庄小学校の過大化解消のため、複合型地域学校連携施設や給食施設、地区センター等を複合化した施設を PFI-BTO 方式で建設。
- ・VFM 試算で約10%のコスト縮減が図られるとともに、財政負担の平準化が可能となった。

② 長寿命化改修による建替えと同水準の性能確保

事例を踏まえた国土交通省の試算によれば、施設の全面建替えと比較して、既存躯体を生かした長寿命化改修は、事業費を6割程度に縮減(※)することができるとされています。

市内学校施設の長期的な再整備計画を踏まえ、長寿命化改修により、建替えと同水準の性能を 確保でき、その後40年程度の長寿命化を図ることが有効と考えられる場合は、長寿命化改修を選 択することでコスト縮減が見込まれます。

※出典:「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成26年(2014年)1月 文部科学省作成)

【事例】世田谷区立深沢中学校

- ・建替え費用が1校あたり約40億円と財政負担が大きく、厳しい財政状況下では建替えを中心に再整備を行うことは困難であったため、長寿命化改修(一部の校舎は建替え)を実施。
- ・世田谷区の長寿命化計画においては、棟別の検討を基本として、コストが建替えの約8割で、かつ要求される機能水準を満足する場合には長寿命化を行うものとしている。

③ 施設の複合化など一部諸室の相互利用による全体規模の削減

本市においては、学校施設の地域拠点化の検討が進められています。このような地域拠点化は、 学校教育と地域コミュニティの連携がよりスムーズになるとともに、同一敷地内の複合施設として 整備することで、施設の相互利用や必要機能の共有化が可能となり、それぞれを単独施設として 建設又は維持管理していく場合と比較して、トータルの財政負担は軽減すると考えられます。

【事例】志木市立志木小学校

- ・近接する小学校と公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、これらの複合施設を整備し、「学社融合」の教育を実践。
- ・複合施設として整備することで、施設の相互利用、必要機能の共有化が図られ、単独施設の建設と比較してコスト縮減できた。

④ 同エリア内での施設再整備における仮設校舎の流用

建替え、長寿命化改修のいずれの場合においても、学校敷地が十分な面積を有していない場合は、工事期間中に仮設校舎を建設し、一時的な移転が必要となります。

これらの仮設校舎の建設費や場合によっては借地料が事業コストに大きく影響するため、同工リア内で学校施設の再整備を行う場合は、その工事時期を考慮し、複数学校の再整備において同じ仮設校舎を利用する等により、事業コストの縮減を図ることも有効です。

この時、ある年代の児童・生徒が長期間にわたり仮設校舎を使用することがないよう、同エリア内での小学校、中学校を連続して再整備を行う必要がある場合は、中学校の整備を先行すること

が有効と考えられます。

【事例】渋谷区「新しい学校づくり」整備方針

- ・今後20年間を目標に区内の小・中学校や幼稚園の建替えを順次実施していく必要があることから、区内を大きく3ブロックに分け、可能な限り学校敷地とは異なる場所に仮設校舎を整備し、ブロック内施設の建替えに利用。
- ・仮設校舎は、耐震性能はもとより、学習・生活環境として十分な安全性や快適性を確保する 施設とすることで、複数年の仮設利用期間でも快適に過ごせる空間とする。

⑤ 国の補助金等の積極的活用

「公立学校施設整備費負担金」として、学校施設の新築又は増築する場合の経費の一部を国が 負担することによって、学校施設の整備促進と教育の円滑な実施が確保されているほか、「学校施 設環境改善交付金」として、施設の安全性向上や環境配慮のための整備改修経費の一部を交付 する制度などがあります。

学校施設の再整備にあたっては、これらの補助金を積極的に活用し、市の整備財源を抑制することも必要です。

⑥ 施設の標準化と維持管理が行いやすい施設整備

学校施設は、機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、児童・ 生徒の安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。 今後、学校施設整備を着実に進めるためには、限られた財源の中で、より効果的・効率的に整備していく必要があることから、できる限り標準化しつつ、財政負担の見通しや設計・工事にかかわる時間の短縮化を図り、計画的に進めていけるよう検討していきます。また、施設環境の良好な維持と、維持管理コストの低減の両立を図りつつ、維持管理に係る必要経費の縮減にも努められるよう検討を進めていきます。